各務原市市税等口座振替収納事務取扱要綱

（平成２９年２月２７日決裁）

各務原市市税等口座振替収納事務取扱要綱（平成３年３月２８日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、各務原市会計規則（昭和３９年規則第８号）第１３条の規定に基づき、税及び税外収入（以下「市税等」という。）の口座振替（株式会社ゆうちょ銀行の自動払込を含む。以下「口座振替」という。）による収納事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる市税等）

第２条　口座振替の対象となる市税等は、次に掲げるものの定期分（第４号、第５号及び第８号に掲げるものは、随時分を含む。）とする。ただし、第６号、第７号、第１０号及び第１１号に掲げるものは、株式会社ゆうちょ銀行の自動払込は、利用できないものとする。

（１）個人の市県民税（特別徴収を除く。）・森林環境税

（２）固定資産税・都市計画税

（３）軽自動車税

（４）国民健康保険料

（５）後期高齢者医療保険料

（６）保育所保育料

（７）放課後児童健全育成事業利用料

（８）介護保険料

（９）岐阜中流用水使用料

（１０）住宅使用料

（１１）学校給食費

（取扱金融機関）

第３条　口座振替のできる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、各務原市指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）及び各務原市収納代理金融機関のうち、この要綱に定める方法により市税等の口座振替による収納事務を行える金融機関とする。

（対象者）

第４条　市税等を口座振替により納付できる者（以下「納入者」という。）は、取扱金融機関に預金口座又は貯金口座（以下「預金口座」という。）を有し、承諾を得た者とする。

（指定預金口座）

第５条　口座振替のできる預金口座は、取扱金融機関にある普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座又は普通貯金口座のうち、納入者が指定した口座とする。

（申込手続等）

第６条　口座振替を希望する納入者は、市長及び指定金融機関が協議して定める市税等口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）を預金口座のある取扱金融機関に提出しなければならない。この場合において、既に口座振替を申込済の納入者が新たに振替依頼書を提出したときは、従前の口座振替の申込みは廃止したものとして、取り扱う。

（追加又は廃止の手続）

第７条　既に口座振替を申込済の納入者が口座振替による納付の対象を追加し、又は納付方法の変更をしようとするときは、市長及び指定金融機関が協議して定める振替依頼書又は市税等口座振替廃止届書（以下「振替依頼書等」という。）に必要事項を記入し、取扱金融機関に提出しなければならない。

２　既に口座振替を申込済の納入者が口座振替による納付の対象の一部又は全部を廃止しようとするときは、振替依頼書等に必要事項を記入し、取扱金融機関に提出しなければならない。

（取扱継続期間）

第８条　口座振替の取扱いは、前条第２項の規定による廃止の手続まで、年度にかかわらず継続するものとする。ただし、長期間にわたり納付書等の送付が行われない等口座振替による納付が適当でないと市長又は取扱金融機関が認めたときは、当該口座振替を取り消すことができるものとする。

（取扱金融機関の確認事務）

第９条　取扱金融機関は、第６条及び第７条の規定により、納入者から振替依頼書等の提出があったときは、その内容を審査し、所定の欄に確認印を押印するものとする。

（振替依頼書等の送付時期）

第１０条　取扱金融機関は、前条の規定による審査を終えた振替依頼書等は、受理し

た月の末日をもって締め切り、当該締め切り後２営業日までに市長へ送付するものとする。

（口座振替の開始、追加又は廃止の時期）

第１１条　市長は、前条の規定により、取扱金融機関から振替依頼書等が送付された月の翌々月の納期分から口座振替の開始、追加又は廃止の取扱いを行う。ただし、振替依頼書等の記載内容に誤りがあると認められるときは、この限りでない。

（口座振替依頼の伝送の時期）

第１２条　市長は、納付書に代えて納付明細を記録した文書又は電磁的記録（以下「口座振替ファイル」という。）を納期限前４営業日までに、取扱金融機関の代表店舗（以下「取りまとめ店」という。）に対し、市の端末から伝送するものとする。

（引渡し後の口座振替の停止の取扱い）

第１３条　市長は、前条の規定による取りまとめ店への口座振替ファイル伝送後に、納入者等の都合により口座振替の停止の必要が生じたときは、納期限前２営業日の正午までに、取りまとめ店へ文書で通知するものとする。

（振替日）

第１４条　振替日は、納期限の日とし、取扱金融機関は、当該日に納入者が指定する口座から口座振替ファイルに記載されている金額を振り替えるものとする。

（振替結果の報告）

第１５条　取りまとめ店は、口座振替により市税等を収納したときは、納期限後２営業日までに、市税等口座振替結果報告書（振替不能明細書含む。）を作成し、市長へ送付するものとする。

（収納金の送金時期）

第１６条　取りまとめ店は、収納した金額を、納期限後２営業日までに、公金の収納手続の例により市長が指定する口座へ送金するものとする。

（領収書の交付に代わる措置）

第１７条　取扱金融機関は、口座振替により納付された市税等の領収書の交付を、口座振替を行った預金口座の通帳への記載その他電子情報処理組織により口座振替による納付が確認できる方法等をもって代えるものとする。

（取扱手数料）

第１８条　市長は、取扱金融機関に対し、口座振替取扱手数料を支払うものとする。

２　前項の口座振替取扱手数料の額は、取扱件数１件当たり２０円を上限とし、消費

税等相当額は、請求の際に別途加算するものとする。

３　取扱金融機関は、４月分から９月分まで及び１０月分から翌年３月分までの口座振替の取扱件数を取りまとめ、請求書により市長に口座振替取扱手数料を請求するものとする。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に、この要綱による改正前の各務原市税等口座振替収納事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第２条第１１号に掲げる学校給食費に係る口座振替の申込手続その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附　則（令和６年２月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市市税等口座振替収納事務取扱要綱の規定は、令和６年４月１日以後に行う口座振替（株式会社ゆうちょ銀行の自動払込を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行う口座振替については、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日前に口座振替が不能となった場合の納入者に対する口座振替・自動払込不能のお知らせの作成及び送付については、なお従前の例による。